生駒市規則第25号

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年3月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「設備係 指導係」を「設備係」に、「通信指令第3係 消防対策係」を「通信指令第3係」に改める。

第5条予防係の項第2号中「防火意識及び防災意識」を「火災予防広報及び防火・防災意識」に改め、同項第3号中「防火管理講習」を「予防査察」に改め、同項第4号中「文化財の防火対策」を「火災調査」に改め、同項第5号中「火災予防広報及び防火運動」を「防火・防災管理対策及び指導」に改め、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加え、同条指導係の項を削る。

- (6) 自衛消防隊の教育及び訓練指導に関すること。
- (7) 法令違反防火対象物の処理に関すること。

第6条通信指令第1係、通信指令第2係及び通信指令第3係の項第9号中「電子計算機利用業務の管理運営」を「電子計算機及び情報処理機器等の整備及び運用管理」に改め、同項第10号中「情報処理機器の運用管理」を「通信指令業務の調整、調査、研究、計画及び推進」に改め、同項に次の1号を加える。

(11) 通信指令業務に関する情報の収集及び提供に関すること。

第6条消防対策係の項を削り、同条警防係の項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 消防相互応援協定に関すること。
- (7) 消防指令業務共同運用事業に関すること。
- (8) 各種出動計画に関すること。

第6条救急係の項第2号中「(市民、事業所等に対するものを含む。)」を削る。

第8条(見出しを含む。)中「副消防長」を「次長」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第17条本文中「副消防長」を「次長」に改め、同条ただし書中「、副消防長に事故があるときは次長が」を削る。

第19条第1項中「副消防長」を「次長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

2 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年10月生駒市規則第 21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「副消防長」を「次長」に改める。